

産後ケア事業が使いやすくなりました！ 住民税課税世帯の利用料金を大幅軽減

▷問い合わせ 健康づくり係 (☎223-3533)



出産後、「赤ちゃんのお世話がわからない」「育児を手伝ってくれる人がいない」など、不安に思うことはありませんか。産後ケア事業は、そんなお母さんを支援する事業です。気軽に問い合わせてください。

利用できる人

- 町内に住んでいる人で、次のいずれかの人
 - ケアを必要とする産後1年未満のお母さんと赤ちゃん
 - 流産・死産を経験して1年未満の女性（妊婦さんは除く）
- ※感染症などの症状がある人や医療行為が必要な人は利用できません。

受けられるケア

- お母さんの心と体の休息
- 授乳の相談・アドバイス（乳房ケアを含む）
- 育児に関する相談、アドバイス
- 家庭でのこどもとの生活に関する相談など



利用できるサービスと料金

次の4つから選べます。※5回目までは利用料を軽減します（令和6年10月から）。

サービスの種類	利用時間	所得の区分	軽減利用料 (各サービス通算1～5回目)	一般利用料 (各サービス通算6・7回目)
宿泊型	入所から24時間	課税世帯	3000円/24時間	6400円/24時間
		非課税世帯 生活保護受給者	1500円/24時間	
通所型	午前9時から午後5時までのうち5時間程度	課税世帯	1000円/日	2000円/日
		非課税世帯 生活保護受給者	500円/日	
通所型 (短時間)	午前9時から午後5時までのうち2時間程度	課税世帯	500円/2時間	1300円/2時間
		非課税世帯 生活保護受給者	0円/2時間	
居宅 訪問型	午前9時から午後5時までのうち2時間程度	課税世帯	500円/2時間	1600円/2時間
		非課税世帯 生活保護受給者	0円/2時間	

※多胎児の場合でも自己負担額の追加はありません。

※自己負担額以外にも、利用施設で別途費用が必要な場合があります。詳しくは利用施設に問い合わせてください。

利用できる施設

※施設によって利用できるサービスが異なります。

※下記施設以外で、福岡県助産師会加入の施設も利用できます。

ところ	施設名
芦屋町	九州パースセンター うばがふところ
岡垣町	しぶや助産院
中間市	桑原産婦人科医院
宗像市	宗像セントラルクリニック
北九州市	エンゼル病院

ところ	施設名
北九州市	大塚産婦人科クリニック
	助産院 町のさんばさん
	あきた産婦人科
	みろく助産院
	にこり助産院（産前産後ケアステーション）
	産前産後ケアステーションにこり
	サン・ムラタ

差別をなくすために 第476号

芦屋町人権・同和教育研究協議会

▷問い合わせ 社会教育係

(☎223・3546)

「いじめをなくそう」

芦屋東小学校6年 ^{さかきばら} 榊原 ^{めい} 芽来

私は「人権」と聞いたとき、最初に思っていたのはいじめのことでした。最近、いじめという言葉がテレビや新聞などでたくさん出てくるようになりました。どうして、いじめは起こってしまうのでしょうか。

いじめを受けていた人の理由が、名前が変、見た目が変などです。つまり、ふつうとは違うことです。自分とは違うからといっていじめをして良い理由にはなりません。それに人は違って当たり前です。いじめは小さなことが原因で起こってしまうと思います。では、いじめはどうして増え続けているのでしょうか。まず一番の理由が、パソコンやスマホのインターネットです。インターネットに書き込まれた言葉はたくさんの人が見ます。その書き込まれた言葉を消したとしても見た人の記おくには残ります。「ネットいじめ」というのが最近増えているそうです。ネットでは顔も名前も分からないため、いじめたという自覚が無いそうです。では、いじめを防ぐにはどうしたらよいのでしょうか。一つ目は、相手の気持ちを考えることです。悪気は全くない言葉でも、相手はひどいなと思ってしまう言葉もあります。だから、自分の気持ちだけを伝えるのではなく、相手の気持ちも考えるべきだと思います。二つ目は、いじめは絶対にしてはいけないと思うことです。たとえ、見た目が変だからといってその人をいじめて良いということにはなりません。

いじめは絶対にしてはいけないことです。人は違って当たり前です。だから、いじめて良い理由にはなりません。いじめは今も増え続けています。相手の気持ちを考えていきたいです。

※この記事は、町内の小中学生が「人権」をテーマに作成した作文で、提出された作文の中から芦屋町人権・同和教育研究協議会が選考したものを掲載しています。

利用までの流れ

①健康・子ども課窓口で申請する

※妊娠32週から申請できます。

【手続きに必要なもの】

●産後ケア事業利用申請書

※健康・子ども課窓口にあります。また、町のホームページからダウンロードできます。

●母子健康手帳

●本人確認ができるもの（マイナンバーカード、運転免許証など）

●委任状

※同一世帯以外の方が申請する場合のみ。委任された人の本人確認書類が必要です。

●課税状況がわかる書類（課税世帯の人は不要）

非課税世帯の人＝非課税証明書など

生活保護受給者＝生活保護証明書類または診療依頼書

②申し込みから1週間程度で、産後ケアパスポートが届く



③施設へ利用を申し込む

利用を希望する施設に直接連絡し、利用の申し込みをしてください。

※利用を中止する場合は、各施設が定めるキャンセル期限までに利用施設へ連絡してください。

※キャンセル期限を過ぎて利用を中止した場合は、利用施設のキャンセル料が発生します。

④産後ケアを利用・利用料を直接利用施設へ支払う

⑤利用後アンケートを回答する

※詳しくは、町ホームページをご覧ください。

利用者の声

産後ケア事業の利用満足度は約90%と高くなっています。



～利用者の声の一部を紹介します～

育児の不安や悩みも解決でき、気持ちもリフレッシュできた

久しぶりに夫以外の大人と話ができ、ためになることも多く、何より楽しかった

ごはんがおいしい。スタッフの皆さんが優しい

赤ちゃんと一緒にみてくれて、いろいろな話ができる

母親の全身のケアからこどものケア、育児相談まで受けられる

話しやすくて、今後の母乳育児のことも親身に考えてくれるので引き続き通いたい

